平成20年12月26日 飯塚市告示第242号

改正 H25—198、R3—127、R7—198

# 第1 趣旨

1 この告示は、飯塚市広告掲載要綱(平成20年飯塚市告示第240号)第3条第2項に規定する広告に関する基準を定めるものとする。

# 第2 広告全般に関する基本的な考え方

1 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない ため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでな ければならない。

# 第3 広告審査にあたっての基本的考え方

1 本基準により市が広告を審査する場合には、本基準の文言に基づき一義的な解釈、 適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性、公益性、社 会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、個々に 審査を行うものとする。なお、市長が適当でないと認めるときは、広告媒体への 掲載を行うことはできない。

# 第4 屋外広告に関する基本的な考え方

- 1 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。なお、屋外広告を設置する場合には、設置する地域のルールや慣習により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献するようなものであることが望ましい。
- 2 この基準に定める屋外広告とは、福岡県屋外広告物条例(平成14年福岡県条例35 号)第5条又は第7条の規定による許可を要するものをいう。

## 第5 広告媒体ごとの基準

1 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

### 第6 規制業種又は事業者

1 次に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの(公営又は宝くじは除く。)
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号) による再生又は更正手続中の事業者
- (11) 各種法令等に違反しているもの
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律134号)に違反しているもの
- (14) 社会問題を起こしている業種又は事業者その他広告を掲載することが適当でないと認められるとき。
- (15) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関 係を有する事業者

(H25-198追加)

# 第7 掲載基準

- 1 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。
  - (1) 次のいずれかに該当するもの
    - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
    - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又 はサービスを提供するもの
    - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
    - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
    - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるお それのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現 例:「世界一」「一番安い」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)
  - イ 射幸心を著しくあおる表現

例:「今が、これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」 等

- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービス を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに 該当するもの
  - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出 品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、そ の都度適否を検討するものとする。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの

- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (4) 男女共同参画の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 男女いずれかに偏った表現になっているもの
  - イ 性別によってイメージを固定化した表現になっているもの
  - ウ 男女を対等な関係で描いていないもの
  - エ 女性をむやみに視覚的要素として表現しているもの
- 2 次に定める内容に留意する。
  - (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に 基づき、障がいのある人が直面する社会的障壁を除去するために必要かつ合理 的な配慮に努めなければならない。
    - 例:「電話だけでなく、ファックスや電子メールでも問合せできる」等 (R3-127追加)
- 第8 屋外広告に関する都市景観上の基準
- 1 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致 を損なうおそれがあるものは掲載しない。
  - (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
  - (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
  - (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
  - (4) 景観と著しく違和感があるもの
  - (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
  - (6) 著しくデザイン性の劣るもの
  - (7) 意味不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
  - (8) 地域のルール及び慣習によって形成されてきた美観や文化にそぐわないもの
- 第9 屋外広告に関する交通安全上の基準
- 1 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。
  - (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
    - ア 過度に鮮やかな模様、色彩を使用するもの

- イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがある もの
- ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
  - ア 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
  - イ 裸体、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
  - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
  - エ 絵柄や文字が過密、過小等により視認性が悪いもの

# 第10 ホームページに関する基準

- 1 広告主のホームページにリンクする広告(バナー広告等)に関しては、市のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のホームページの内容についても、ホームページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。
- 2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページ で、飯塚市広告掲載要綱、本基準、その他広告に関する規定に反する内容を取り 扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載し ない。

# 第11 業種ごとの基準

- 1 広告媒体を所管する課は、掲載の都度、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。
  - (1) 各業種や商品、サービスについて、必要な許可、免許等の有無、業界団体等の加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無等について不明な点は、広告を掲載する事業者又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。
  - (2) 医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商、リサイクルショップ等に関する もの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、関係機関等に 相談するものとする。

## 2 人材募集広告

- (1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。
- (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料等の売りつけや資金集めを目的としてい

るものは掲載しない。

3 語学教室等

安易さや授業料、受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例:「一か月で確実にマスターできる」等

- 4 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)
  - (1) 合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、 実績年も併せて表示する。
  - (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものは掲載しない。
- 5 外国学校の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

- 6 資格講座
  - (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品、材料等の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- 7 病院、診療所、助産所
  - (1) 広告できる事項は、医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5及び第6条の7、 関連法令、厚生労働省の告示及び医療広告ガイドラインに定める広告規制等の 関連規定に反しないこと。
  - (2) バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法の規制 がかかる広告にはあたらないため、前号の規定は適用しない。

- (3) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務担当部署へ確認すること。
- 8 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)
  - (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律 第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広 告できる事項以外は、一切広告できない。
  - (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
  - (3) 法定の施術以外の医療行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
  - (4) 不明な点は、事業所所在地を所管する地方自治体の医務担当部署へ確認すること。
- 9 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)
  - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35年法律第145号)第66条から第68条までの規定及び厚生労働省の医薬品等適正 広告基準の規定並びに各法令の通知等に定められた規定に反しないこと。
  - (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
  - (3) 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容が適法、適正であることについて確認をとっていること。 (R3-127-改)
- 10 健康食品、保健機能食品、特別用途食品
  - (1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第65条、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第20条及び各法令の通知等に定められた規定に反しないこと。
  - (2) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能、効果について表示できない。
  - (3) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと、かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。
  - (4) 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法、適正であることについて確認を とっていること。

(R3-127-改)

- 11 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等
  - (1) サービス全般(老人保健施設を除く。)
    - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区 別し、誤解を招く表現を用いないこと。
    - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当 者名等に限る。
    - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような 表示はできない。

例:飯塚市事業受託事業者等

- (2) 有料老人ホーム
  - (1)に規定するもののほか、下記の事項に適合していること。
  - ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵 守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事 項はすべて表示すること。
  - イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
  - ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運 用基準」に抵触しないこと。
- (3) 有料老人ホーム等の紹介業
  - ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当 者名等一般的なものとすること。
  - イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。
- (4) 介護老人保健施設

介護保険法第98条に規定する事項以外は広告することができない。

12 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を 明記すること。

13 不動産事業

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。
- (3) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例:「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

14 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等

各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

# 15 旅行業

- (1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載する必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。
- (2) 不当表示に注意する。

例:白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(3) その他広告表示について旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の7及び第 12条の8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

#### 16 通信販売業

特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第11条及び第12条並びに同法施行規則(昭和51年通商産業省令第89号)第8条から11条までの規定に反しないこと。

# 17 雑誌、週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、 及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発、助長するような表現(文言、写真)がないものであること。
- (4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権、プライバシーを不当に 侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を 持った配慮のある表現であること。

- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回 しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

# 18 映画、興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- (5) ショッキングなデザインは使用しない。
- (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- 19 古物商、リサイクルショップ等
  - (1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
  - (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例:回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等

- 20 結婚相談所、交際紹介業
  - (1) 業界団体に加盟していること
  - (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
  - (3) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること(一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等)。

(R3-127-改)

- 21 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
  - (1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
  - (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。
- 22 募金等

- (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (2) 下記の主旨を明確に表示すること。

「○○募金は、△△知事の許可を受けた募金活動です。」

- 23 質屋、チケット等再販売業
  - (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。

例:○○○のバック50,000円、航空券 東京~福岡15,000円等

- (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
- 24 トランクルーム及び貸し収納業者
  - (1) 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者(マル適マーク付き)であること。
  - (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。 また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の○○は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」 等

25 ダイヤルサービス

各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

(R3-127-改)

26 ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

27 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第6で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に直接関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

例:たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

- 28 金融商品
  - (1) 投資信託等

ア 将来の利益が確実、保証されているような表現がないこと。また、利益に ついて記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。

イ 元本保証がない旨等のリスクを、目立つようにわかりやすく表示すること。

(2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引(FX)等

ア 監督行政庁等の許可、登録等の商品取扱に必要な資格を持った事業者であ

ること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。

- イ 安全、確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらにあおるものでない こと。
- ウ 利益保証がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、目 立つようにわかりやすく表示すること。
- (3) その他の金融商品

当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。

- 29 その他、表示について注意を要すること。
  - (1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例:「メーカー希望小売価格の30%引き」等

(2) 比較広告(根拠となる資料が必要) 主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加、体験できるもの

費用がかかる場合があるときは、その旨明示すること。

例:「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

ア 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連 絡先の両方を明示する。

- イ アに規定する連絡先については固定電話を原則とする。ただし、アに規定 する連絡先が携帯電話のみの場合であっても、ホームページ等により責任の 所在が確認できるときは、携帯電話の明示を認めるものとする。
- ウ アの場合において、広告主が法人格を有しない団体のときは、責任の所在 を明らかにするために、代表者名を明記する。
- (5) 肖像権、著作権 無断使用がないか確認をする。
- (6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意(公正取引委員会に確認の必要がある。)

例:「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格は

ない。)等

- (7) 個人輸入代行業等の個人営業広告 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。
- (8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例:「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例:お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

(R3—127、R7—198—改)

附則

この告示は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成25年6月19日 告示第198号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年4月26日 告示第127号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和7年6月6日 告示第198号)

この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。